

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※現行は、加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績で加入できるよう検討しています。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

●保険期間の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

●農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

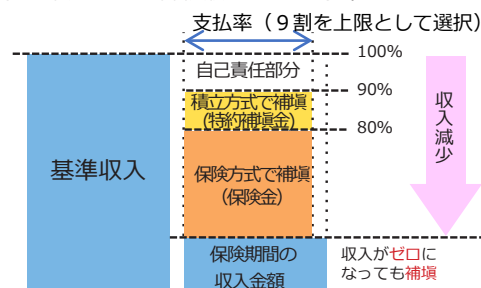
基本のタイプ

●例えば、基準収入1,000万円の方の場合、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、最大810万円の補填が受けられます。

●このタイプは、保険期間の収入がゼロになったときは、810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補填が受けられます。

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

➡詳しくは次のページへ！

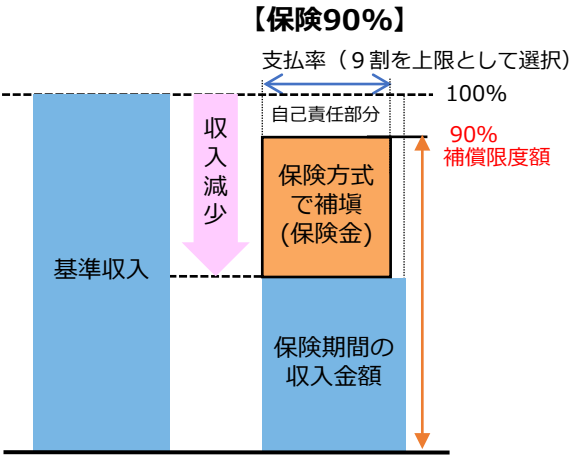
保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！
保険方式の補償限度は、基準収入の85%、90%から選択できます。

保険での補償を充実する新たなタイプ

- 加入者の**積立金の負担軽減**を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、**保険のみで9割まで補償するタイプ**を令和6年から実施できるよう検討しています。
- 具体的には、**保険方式のみの補償**で、**補償限度額を基準収入の90%**とするものです。（保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。）
- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。（保険料は8.5万円より高くなります。）

※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、**保険料については経費として損金算入**できるため、**所得税・法人税軽減**の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

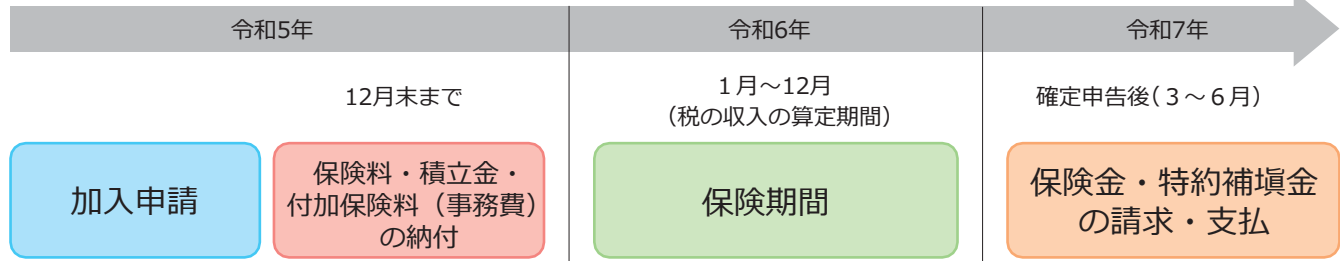
- 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や翌年以降の契約を継続する特約（自動継続特約）をする方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
（最終の納付期限は保険期間の8月末）

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、**つなぎ融資（無利子）**を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7147）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

農業共済制度の概要

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の加入率 (3年産(度))
農作物共済	水稻、陸稻、麦	水 稻：83% 麦：96%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫：23%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	67%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	70%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹体の損傷等を補填)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

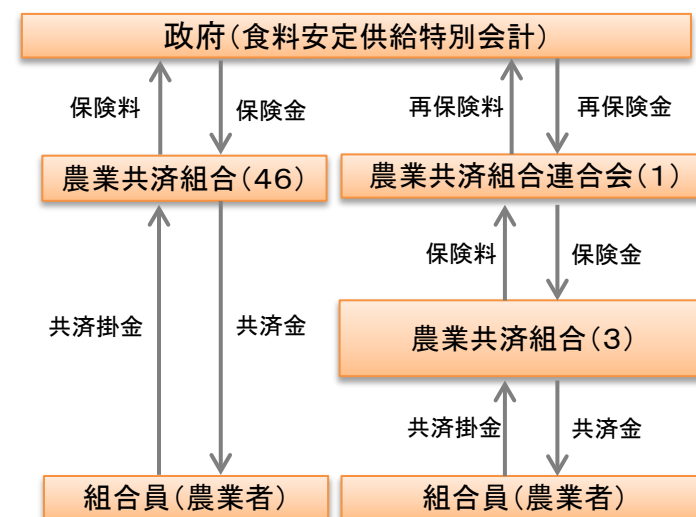
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

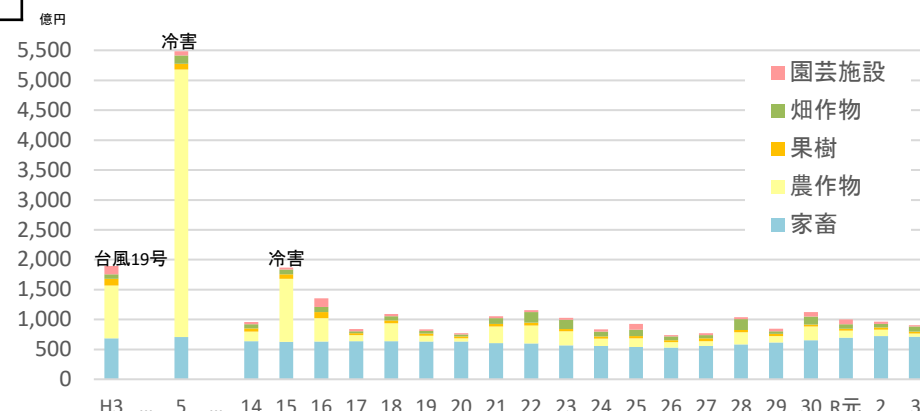
事業運営体制



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担（農業者の実質掛金負担は平均1.3%）
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



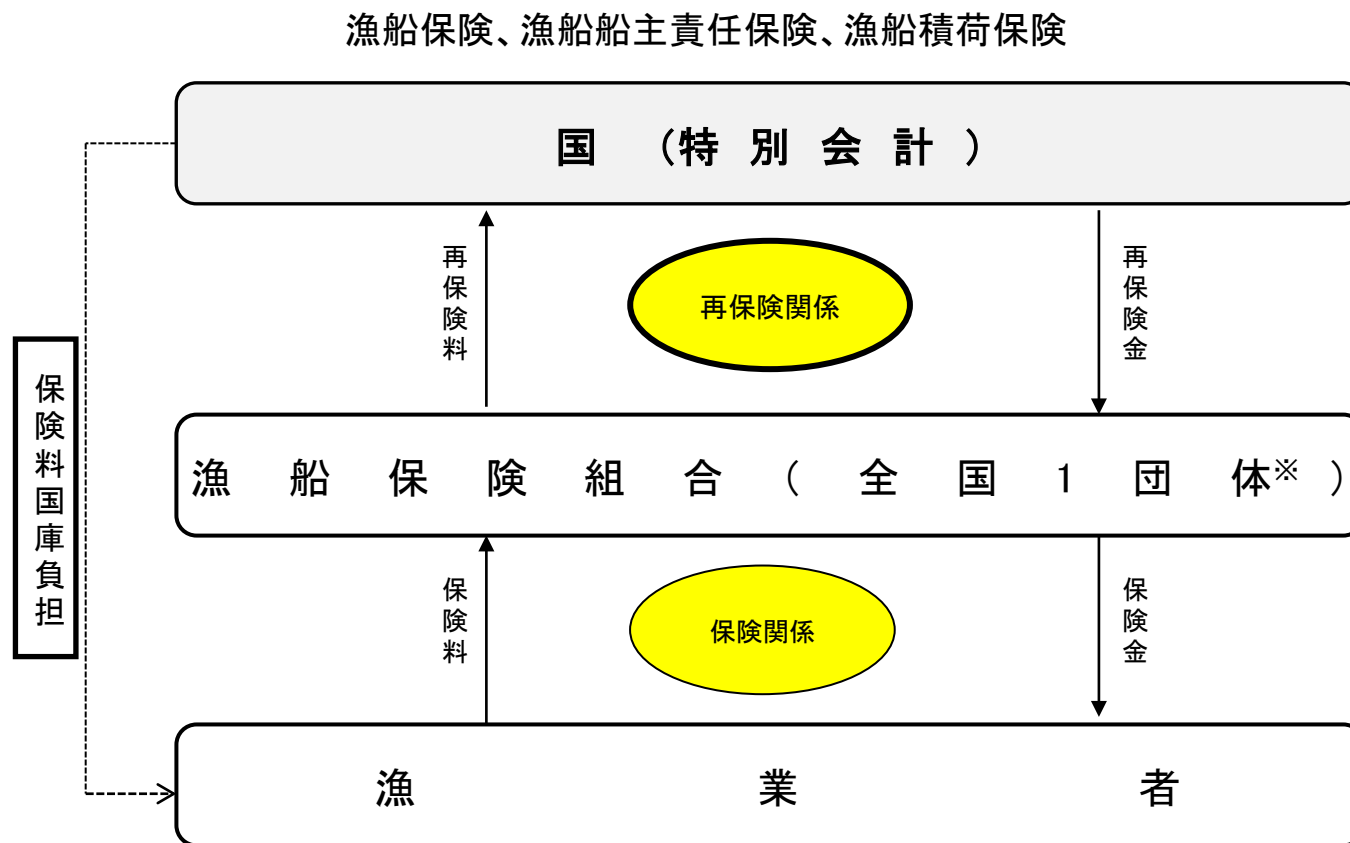
- 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁業者から集めた保険料を基本的な原資として、構成員間の「相互保険」として実施する保険事業。

● 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

漁船保険	漁船について、滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものについて、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。

漁船保険の仕組み(政策保険)

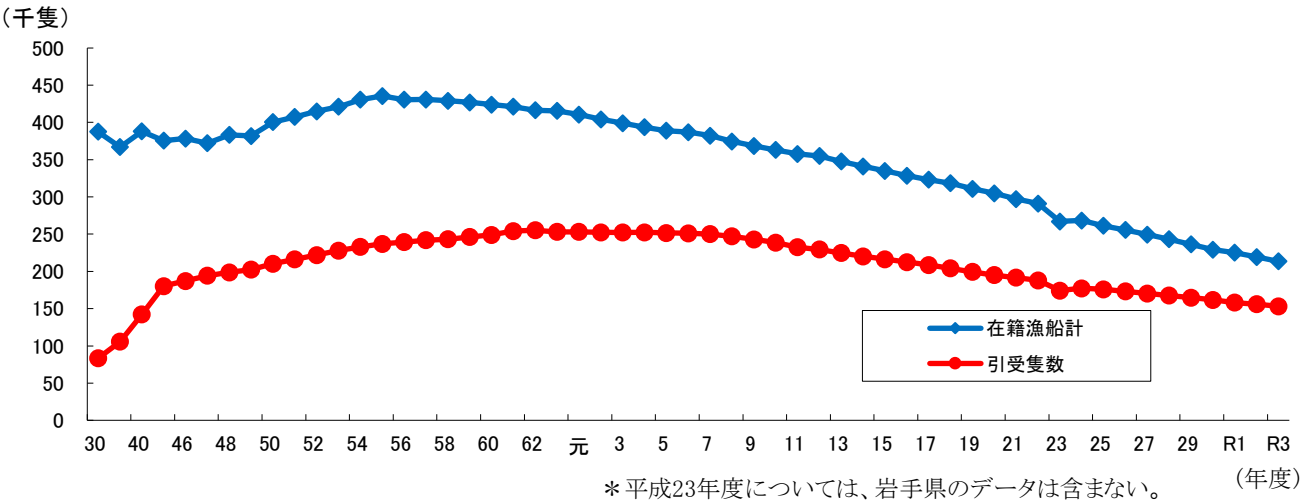
- 漁船保険では、制度の安定化を図るため、全国一団体の漁船保険組合が漁業者から保険契約を引き受け、全国的な危険分散を実施。
さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。
- 中小漁船所有者の負担軽減と加入促進の観点から、国が保険料の一部を国庫負担。



※平成29年4月から組織統合一元化

漁船保険の実施状況

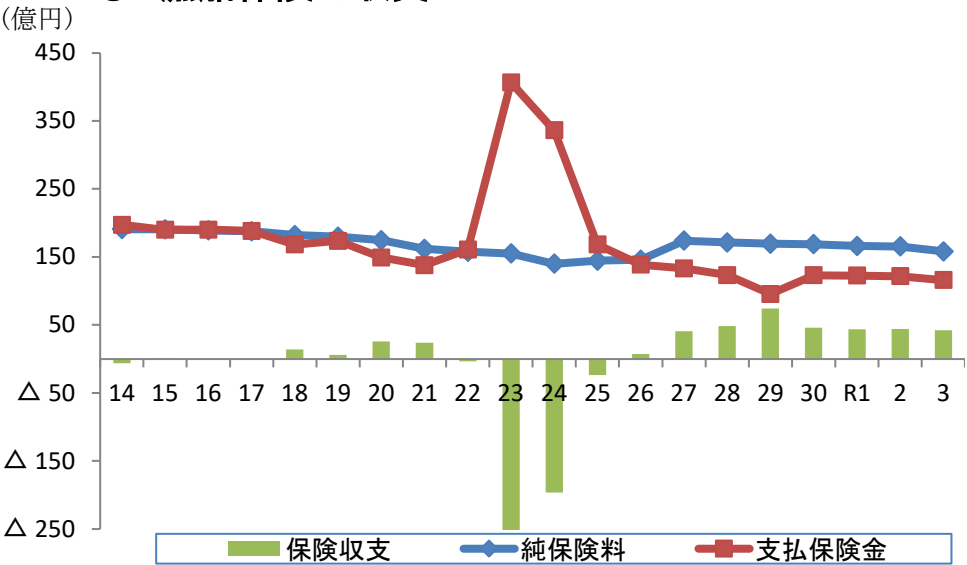
○ 在籍漁船の推移と漁船保険の引受隻数の推移



	令和2年度	令和3年度
在籍漁船	219,468隻	213,673隻
引受漁船	155,960隻	153,276隻
加入率	71%	72%

注:在籍漁船隻数は、既に廃船されたもの又は不稼働漁船が一部含まれ、実質的に稼働漁船はほぼ加入している状況である。

○ 漁船保険の収支



* 東日本大震災における事故に対する保険金は、平成27年度までに支払い済み

○ 漁船保険等の実施状況(令和3年度)

項目 保険種類	引 受			支 払	
	隻数 (隻)	保険金額 (百万円)	純保険料 (百万円)	件数 (件)	支払保険金 (百万円)
漁船保険	153,276	1,085,227	15,868	27,688	11,349
漁船船主責任保険(油濁損害賠償及び船骸撤去費用等)	152,288	97,583,610	1,899	985	1,328
漁船乗組船主保険	28,146	60,408	58	22	36
漁船積荷保険	418	51,343	99	5	19

資料: 日本漁船保険組合調べ

- 漁業共済は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、漁業者から集めた掛金を基本的な原資として、「保険」の仕組みを活用して行う共済事業。

○ 漁業共済の種類及び内容

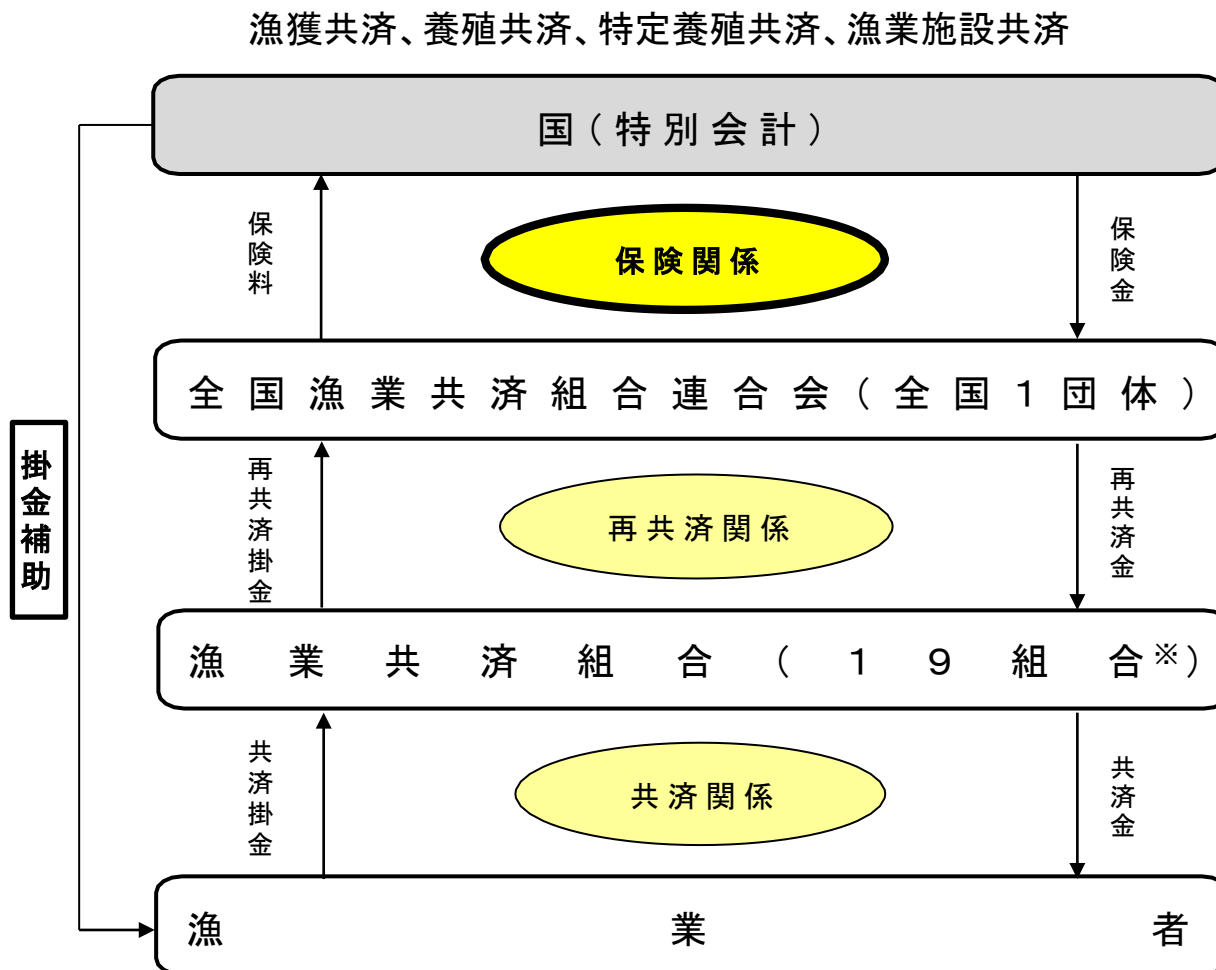
漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

※「収穫高保険方式」… 被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

※「物損保険方式」… 被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

漁業共済の仕組み(政策保険)

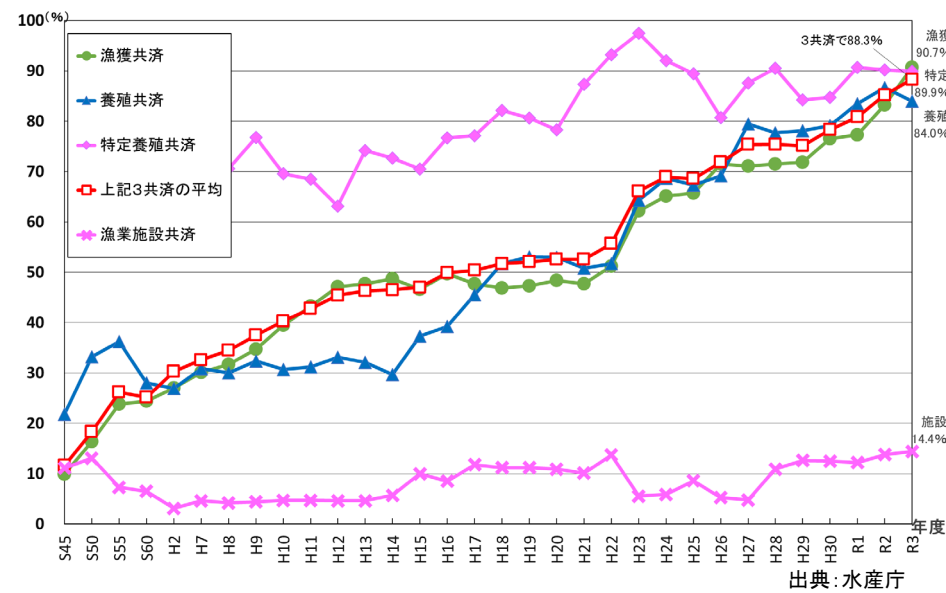
- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が保険を実施し、特別会計で経理。
- 小規模漁業者の負担軽減と加入促進の観点から、国が共済掛金の一部を国庫補助。



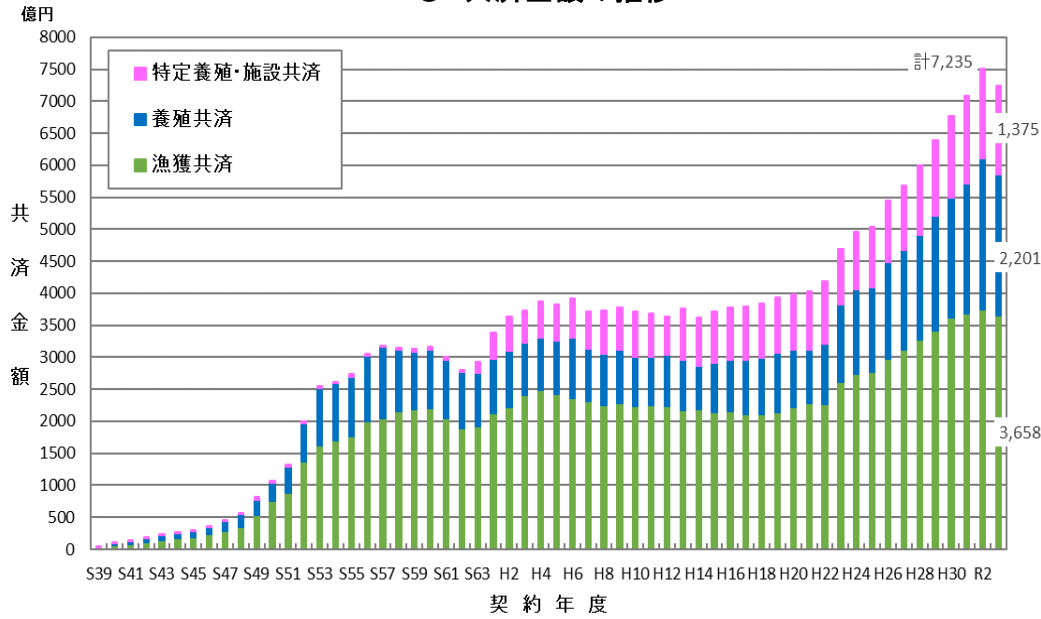
※ 全国合同漁業共済組合(21都府県の漁業共済組合が令和2年10月までに合併したもの)及び道県単位の18漁業共済組合

漁業共済の実施状況

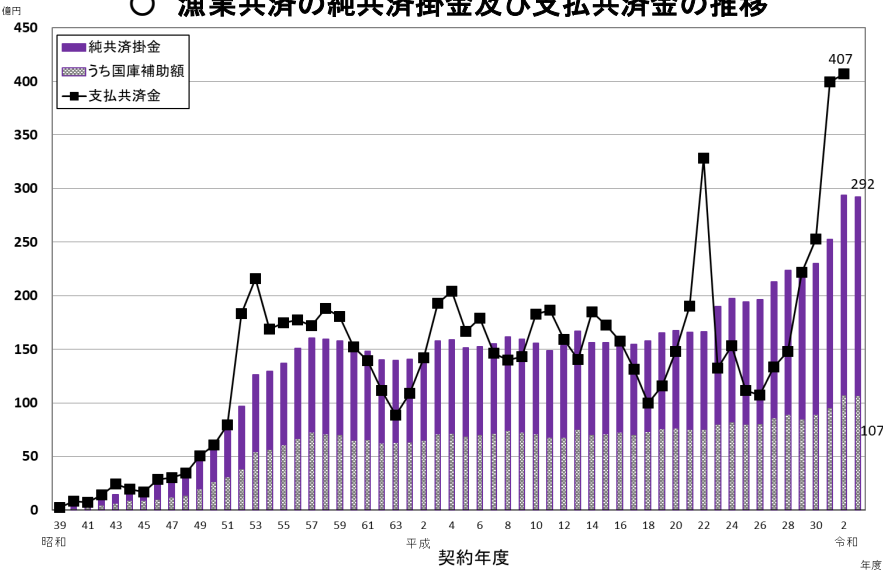
○ 共済種類別の加入率の推移(海面生産金額ベース)



○ 共済金額の推移



○ 漁業共済の純共済掛金及び支払共済金の推移



○ 漁業共済の実施概況(令和3年度)

(単位:件、百万円)

	引 受			支 払	
	件数	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金
漁獲共済	14,836	365,724	17,420	9,180	25,574
養殖共済	5,655	220,627	4,671	1,032	2,099
特定養殖共済	8,063	117,597	7,333	4,693	12,435
漁業施設共済	26,980	20,032	626	225	141
合計	55,534	723,980	30,050	15,130	40,249

※事業年度ベースの金額であり、支払共済金は令和2年度以前の引受けに対する支払含む。